

**重要**

# 2025年9月修了の留学生で 修了後も日本で就職活動をする方へ

神戸大学を修了後も引き続き日本において就職活動を行う人は、**「短期滞在(特定活動)」への在留資格変更・在留期間更新の申請が必要です。**留学ビザの在留期限が残っている場合でも必ず申請が必要です。

法律上、修了した時点で留学生ではなくなるため、在留資格を変更しなければ、日本に滞在することはできません。詳しくは教務係([econ-kyomu@office.kobe-u.ac.jp](mailto:econ-kyomu@office.kobe-u.ac.jp))へお問い合わせください。

参照：[出入国在留管理庁HP-本邦の大学等を卒業した留学生が就職活動を行う場合](#)

**受付期間：修了者発表日～9月19日(金)**

**【注意】修了後(10月以降)は、神戸大学は在留資格変更・更新に関わる書類は一切交付しません。**